

入札時の注意点

令和2年4月1日以降に売却実施処分がされた不動産競売事件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札者が個人の場合）又は資格証明書（入札者が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札者が宅地建物取引業者の場合）

- ◆ 上記1及び2の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ◆ 上記1の陳述書の「陳述」欄にある「☐自己の計算において・・・ありません。」の□のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書9を参照の上、必ず別紙も添付してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 15 日
釧路地方裁判所北見支部
裁判所書記官 宮 北 秀 伸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 3 0 日から 令和 8 年 1 0 月 7 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 1 3 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 釧路地方裁判所北見支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 2 6 日 午前 9 時 3 0 分 場 所 釧路地方裁判所北見支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 0 月 1 4 日から 令和 8 年 1 0 月 1 6 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 1 5 日から当庁書記官室に備え置きます。 次頁備考欄に、「民事執行規則 3 0 条の 3 による価額変更」と記載のあるものについては、執行裁判所が同規則所定の方法によって前回の売却基準価額を変更したものです。	

物 件 目 録

- 1 所 在 北見市留辺蘂町旭東
地 番 7 番 1
地 目 雑種地
地 積 8 0 9 3 平方メートル
(現況)
地 目 宅地、公衆用道路、雑種地

物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 27 日

釧路地方裁判所北見支部

裁判所書記官 佐々木 美穂

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

北見市留辺蘂町旭東町内会会長代行が、目的外建物の敷地部分に目的外建物を所有し、同敷地部分を占有している。同人の占有権限は使用借権と認められる。

所有者が、上記目的外建物の敷地部分及び公衆用道路以外を更地の状態で占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

本件土地の一部は、売却対象外の土地（地番 7 番 5 及び 7 番 6）への通行のため利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
 - 5 各種「詳細説明」は、当裁判所書記官室に別ファイルで備え付けられています。
-

物 件 目 録

- 1 所 在 北見市留辺蘂町旭東
地 番 7 番 1
地 目 雑種地
地 積 8 0 9 3 平方メートル
(現況)
地 目 宅地、公衆用道路、雑種地

令和8年(ケ)第 5号

令和8年 5月28日受理

令和8年 7月27日提出

現況調査報告書



釧路地方裁判所北見支部

執行官 古田正士

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1	所 在	北見市留辺蘂町旭東
	地 番	7番1
	地 目	雑種地
	地 積	8093平方メートル

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	住居表示未実施			
土地	物件 1			
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☒ 公衆用道路（物件 1） ☐ 農地（物件 ） ☒ 雑種地（物件 1） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者 ☒ 土地所有者が下記目的外建物の敷地部分及び公衆用道路以外を更地の状態で占有している ☒ その他の者が下記目的外建物の敷地部分に下記目的外建物を所有し、同敷地部分を占有している ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
建物 （目的外建物）	☐ ない ☒ ある（写真②、詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用<単独>)

占有者及び占有権原 (物件1 関係)		
占有範囲	☐ 全部 ☒ 目的外建物の敷地部分 (土地建物位置関係図のとおり、約208.48平方メートル)	
占有者	☐ 債務者 ☒ 北見市留辺蘂町旭東町内会会長代行	
占有状況	☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■北見市留辺蘂町旭東町内会会長代行(占有者))の陳述／■提示文書(所有者の回答書)の要旨		
占有権原	☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期	不明	
最初の契約等	契約日	不明
	期間	不明
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()
	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		
執行官の意見	☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用<単独>)

目的外建物の概況 (物件 1 関係)	
所 在	北見市留辺蘂町旭東 7 番地 1
家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 集会所
構 造	木造平家建 (写真②)
床 面 積 (概 略)	約 5 2 . 5 6 平方メートル
所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (北見市留辺蘂町旭東町内会会長代行) ☐ 不明
建 築 時 期	☐ 年 月 日ころ ☒ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
そ の 他 の 事 項	仮設物置が 2 つ存在する (土地建物位置関係図のとおり、写真③ー 8 . 1 平方メートル、写真④ー 4 . 8 6 平方メートル)。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

物件1につき

- ・ 境界石は確認できなかった。
- ・ 南側境界線の一部は公道（市道）に接している。
- ・ 本件土地は南側接道とほぼ等高である。
- ・ 南西側境界線付近に既存道路（建築基準法42条1項3号）が存在する（土地建物位置関係図記載の道路扱い部分）。
- ・ 樹木や草が生い茂っている状態である（写真①）。
- ・ 電柱（本柱2本、支柱1本、支線1本）が本件土地上に設置されている（土地建物位置関係図のとおり、写真⑤⑥）。設置についての北海道電力ネットワーク株式会社北見支店配電グループの回答によると設置契約は下記のとおりである。

記

設置者（所有者）	北海道電力ネットワーク株式会社
設置場所	土地建物位置関係図のとおり
設置承諾者	不明
設置期間	昭和59年1月1日から設備が存続するまでの期間
土地等使用料	年980円 (本柱2本につき年490円、支柱1本につき245円、支線1本分245円 当年分を毎年2月支払い)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 北見市留辺蘂町旭東町 内会会長代行	・ 本件土地上に存在する「旭東町会館」と表示されている建物は、私が会長代行をしている旭東町内会が所有する建物です。本件土地の一部を敷地としていますが、もともとの占有権原は使用貸借だと思います。また、現在の 本件土地の所有者と本件土地の利用に関する協議や相談をしたことはありません。本件土地が本件手続における買受人から、土地の明渡しを請求された場合には、上記建物を取り壊すしかないと考えています。
■ 北見市役所職員	・ 本件土地には建築基準法42条1項3号で定められている既存道路が存在します。場所は、隣地（7番5）、隣地（7番6）及び隣地（7番7）との境界線に沿った部分です。
■ 隣地（7番5）の住民 及び隣地（7番6）の 住民	・ 私たちの土地の前の本件土地に存在する既存道路は、市道に出るための道路です。本件土地の通行については、各自の土地上に住居を新築する際に、その当時の本件土地の所有者から許可を得ています。ですから、当然、建築確認申請に対する確認済証も得ています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

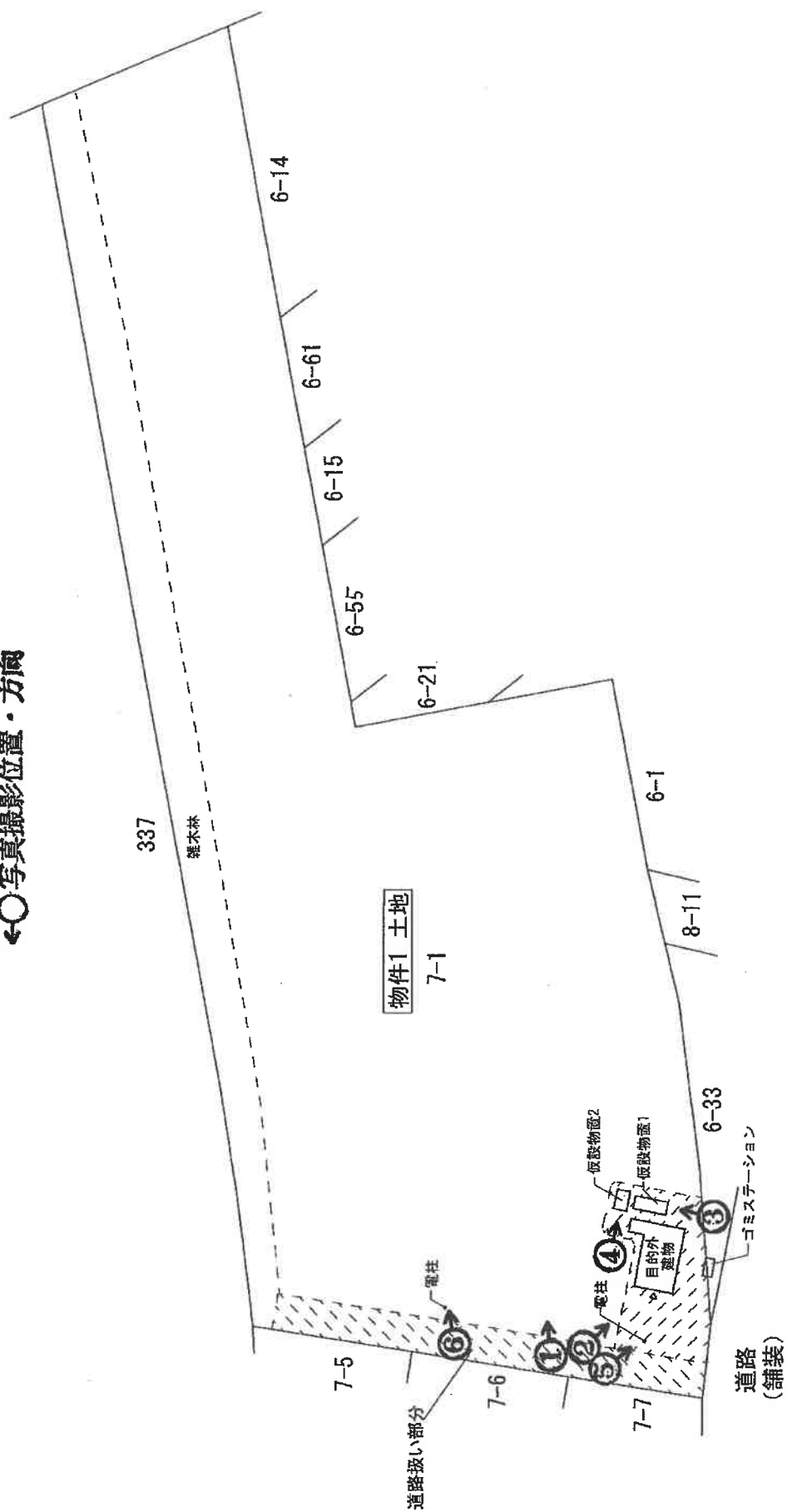
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年 6月 4日 (木) 10:40-11:00	北見市役所	辺長図及び空中写真地番合成図入手
R8年 6月 4日 (木) 13:30-13:50	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影
R8年 6月 9日 (火) 11:15-11:30	執行官室	目的外建物の調査 (北見市役所留辺薬支所職員から電話聴取)
R8年 6月10日 (水) 14:30-15:10	釧路地方法務局	占有調査及び隣地調査 (全部事項証明書、建物図面入手)
R8年 6月15日 (月) : - :	執行官室	占有調査 (所有者へ目的外建物についての照会書送付)
R8年 6月18日 (木) 15:00-16:00	物件所在地	立入調査、地積調査、占有調査、写真撮影
R8年 6月24日 (水) : - :	執行官室	電柱調査 (北海道電力ネットワーク株式会社北見支店へ照会書送付)
R8年 6月26日 (金) 16:10- 16:15	執行官室	本件土地に存在する道路及び接道の調査 (北見市役所職員から電話聴取)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



所在 北見市留辺蘂町旭東町7番1

● 写真撮影位置・方向





①



②



③



④



⑤



⑥



令和 8 年（ケ）第 5 号
令和 8 年 6 月 18 日現地調査
令和 8 年 7 月 29 日評 価

釧路地方裁判所 北見支部 御中

評 価 書

評 価 人 小 澤 圭 介

第1 評価額

物件番号	評 価 額
1	5,440,000 円

- ① 評価額は物件1の個別売却を前提とした価格である。
- ② 物件1の土地価格は目的外建物のための敷地利用権価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づくものであり、調査日以降に発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	北見市留辺蘂町旭東 7 番 1 雑種地 8093 平方メートル	地目：雑種地・宅地・公衆用道路
特 記 事 項			
1	・法務局備付図面・道路台帳図面等に基づき境界の確認作業を行ったが、隣地境界杭等は確認できなかった。明認された境界等を参考に土地の一部についてメジャー等で概測し、所在、範囲、数量を照合した。 正確に位置、面積、範囲等を確定するためには専門家による測量が必要と考える。		

第4 目的物件の位置・環境・概況等

1. 対象土地の概況・環境等 (物件1)

位置・交通	目的物件は JR 石北本線「留辺蘂駅」から東方道路距離約 950m に位置している。(位置図参照)		
付近の状況	留辺蘂町は北見市の西側に位置し、独立した地域を形成している。地域は既成の住居・商工業混在地であり、住宅等が疎に建ち並んでいる。地域も留辺蘂町も林業や製材業の長期的な衰退により人口も減少傾向にある。日常利用機関への利便性は普通である。将来、大きな変動要因も見当たらないことから、今後も現状のまま推移するものと予測する。		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火上の規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第二種中高層住居専用地域 60% 200% なし なし	
画地条件 (形状等) 物件 4・5 土地	規模…8,093 m ² 、(登記面積) 形状…不整形、間口、奥行は地積測量図参照 地勢…ほぼ平坦 地盤…普通 (土地図、土地建物位置関係図参照)		
接面道路	南東側幅員約 7.5m の市道に接道する中間画地。 上記道路は建築基準法第 42 条 1 項 1 号に該当する道路である。 (土地建物位置関係図参照)		
土地の利用 状況及び隣接 地の状況	① 土地の利用状況 目的外建物及び附属仮設建物 2 棟の敷地に利用。 ② 隣地の状況 北東側 … 住宅敷地 ほぼ等高 南東側 … 道路。住宅敷地 ほぼ等高 南西側 … 住宅敷地 ほぼ等高 北西側 … 未利用地 ほぼ等高 (土地建物位置関係図参照)		
供給処理施設	上水道	有	
	下水道	有	

	都市ガス 無																				
特記事項	① 土壌汚染について 土壌汚染については、対象土地の目視可能な範囲での現地調査、土地利用状況、土地建物登記簿及び閉鎖登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため詳細については専門家による調査が必要と判断する。 ② 埋蔵文化財について 評価土地及びその周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない。 ③ 土地内に目的外物件がある。 物件内容は以下のとおり。建物は外観調査のうえで、メジャー等で概則したものである。（執行官作成「現況調査報告書」、土地建物位置関係図参照） <table><tr><th colspan="4">土地上の目的外物件</th></tr><tr><th>記 号</th><th>名 称</th><th>構 造・面 積</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>目的外建物</td><td>旭東町会館</td><td>木造長尺カラー鉄板葺、平家建 約 52.56 m²</td><td>未登記 水道、下水道、電気あり</td></tr><tr><td>目的外建物 附属仮設物 置 1</td><td>仮設物置</td><td>木造平家建、鉄板張、掘立 約 8.1 m²</td><td></td></tr><tr><td>目的外建物 附属仮設物 置 2</td><td>仮設物置</td><td>木造平家建、角波鉄板張、掘立 約 4.86 m²</td><td></td></tr></table> ④ 上記目的外物件等の敷地利用面積 約 208.48 m²。メジャーによる概測の結果であり、正確な位置、範囲、面積を確定するためには専門家による測量が必要と思料する。（土地建物位置関係図参照） ⑤ 土地内の道路について 本件土地の南西側境界に隣接して既存道路（建築基準法第 42 条	土地上の目的外物件				記 号	名 称	構 造・面 積	摘 要	目的外建物	旭東町会館	木造長尺カラー鉄板葺、平家建 約 52.56 m ²	未登記 水道、下水道、電気あり	目的外建物 附属仮設物 置 1	仮設物置	木造平家建、鉄板張、掘立 約 8.1 m ²		目的外建物 附属仮設物 置 2	仮設物置	木造平家建、角波鉄板張、掘立 約 4.86 m ²	
土地上の目的外物件																					
記 号	名 称	構 造・面 積	摘 要																		
目的外建物	旭東町会館	木造長尺カラー鉄板葺、平家建 約 52.56 m ²	未登記 水道、下水道、電気あり																		
目的外建物 附属仮設物 置 1	仮設物置	木造平家建、鉄板張、掘立 約 8.1 m ²																			
目的外建物 附属仮設物 置 2	仮設物置	木造平家建、角波鉄板張、掘立 約 4.86 m ²																			

	1 項 3 号道路) が存在する。既存道路の分筆登記は行われておらず、面積についてはメジャーで概測し、約 300 m² (5×60m) とみなした。本既存道路は南東側の市道に繋がっている。 北見市建築指導課での聞き取りでは、南西側隣接地、地番 7 番 5 上の建物 (家屋番号 7 番 5) 及び地番 7 番 6 上の建物 (家屋番号 7 番 6) が公道との接道がなく、住宅建築の建築確認申請にあたり、7 番 1 土地内に幅員 4 メートル超の通路が存在することを確認し、当時の建築主事は建築確認申請を受理したものと認識しているとのことであった。 現状は南西側戸建住宅の道路として利用中である。 既存道路の位置や面積は現況調査でのメジャーによる概測である。既存道路 (約 300 m²) の土地面積 8,093 m² に対する割合は約 3.7% となっており土地の評価額査定の中の個別補正で考慮する。(執行官作成「現況調査報告書」、土地建物位置関係図参照) ⑥ 土地内に北海道電力の電柱が 2 本立っている。 (執行官作成「現況調査報告書」、土地建物位置関係図参照) ⑦ 土地の南東側、市道との境界付近に鉄製のごみステーションが設置されている。
--	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

物件1(土地)の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格(オ) (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	3,530	0.39	8,093.00	1.00	11,141,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

基準地番号 北見 — 11

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $3,900 \text{ 円/㎡} \times 98/100 \times 100/106 \times 100/102 = 3,530 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 画地条件（方位 +6%）；106%

◇地域格差 : 街路条件（幅員 +2%）、交通接近条件（最寄駅への接近性 -5%）、環境条件（住環境 +5%）；相乗積 102%

イ 個別格差 : 画地条件（既存道路 -3.7%、不整形 -35%、規模大 -40%、方位 +4.5%）；相乗積 39%

ウ 地積 : 登記数量を採用

エ 建付減価補正率： 構築物がないため補正は不要である。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権等価格を控除し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権等割合 (%) イ	敷地利用権価格 (円) ア×イ÷ウ
1 (目的外建物)	11,141,000× (208.48/8,093 ㎡)	10 場所的利益	28,000

イ 物件1土地のうち約208.48㎡が目的外建物等の敷地に利用されている。敷地地
利用権は使用借権であり、本件の場合場所的利益の存在を認め、敷地利用権割
合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1 オ) ア	敷地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2㊦ウ) イ	市場性 修正率 ウ	競売市場 修正率 エ	その他の 減価率 オ	評価額 (円) (ア±イ) ×ウ ×エ×オ
1	11,141,000	-28,000	0.7	0.7	—	5,440,000

ウ 市場性修正率

北見市留辺蘂町の経済情勢の動向や本件のような大規模画地の利用や管理等
を考慮し、市場性修正率として0.7を乗じた。

エ 競売市場修正率

第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮の上競売市場修正率
として0.7を乗じた

オ その他の減価率

買受人の負担となる敷金等はなく、減価の必要なし。

第6 参考価格資料

1. 北海道地価調査基準地 北見 — 11

所在	北海道北見市留辺蘂町旭公園 91 番 135
価格	3,900 円/㎡
位置	J R 石北本線「留辺蘂駅」 2,600m
価格時点	令和 7 年 7 月 1 日
地積	327 ㎡
供給処理施設	水道、下水道
現況	木造 2 階建住宅敷地
接面道路	南 11m 市道
都市計画区分	非線引都市計画区域
用途指定等	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60%、容積率 200%
地域の概要	中規模戸建住宅が多い運動公園隣接の住宅地域

2. 固定資産評価額（平令和 8 度）

物件 1 … 7,146,503 円

当該不動産の評価額は、不動産競売を前提とした民事執行法第 60 条の売却基準価額を決定するための価額であり、地方税法に基づく固定資産税評価とはその性質が異なる額である。

第7 付属資料の表示

- 1 位置図
- 2 土地図（公図写し）
- 3 土地建物位置関係図
- 4 地積測量図

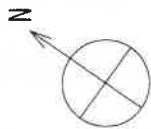
以上



-49701.941



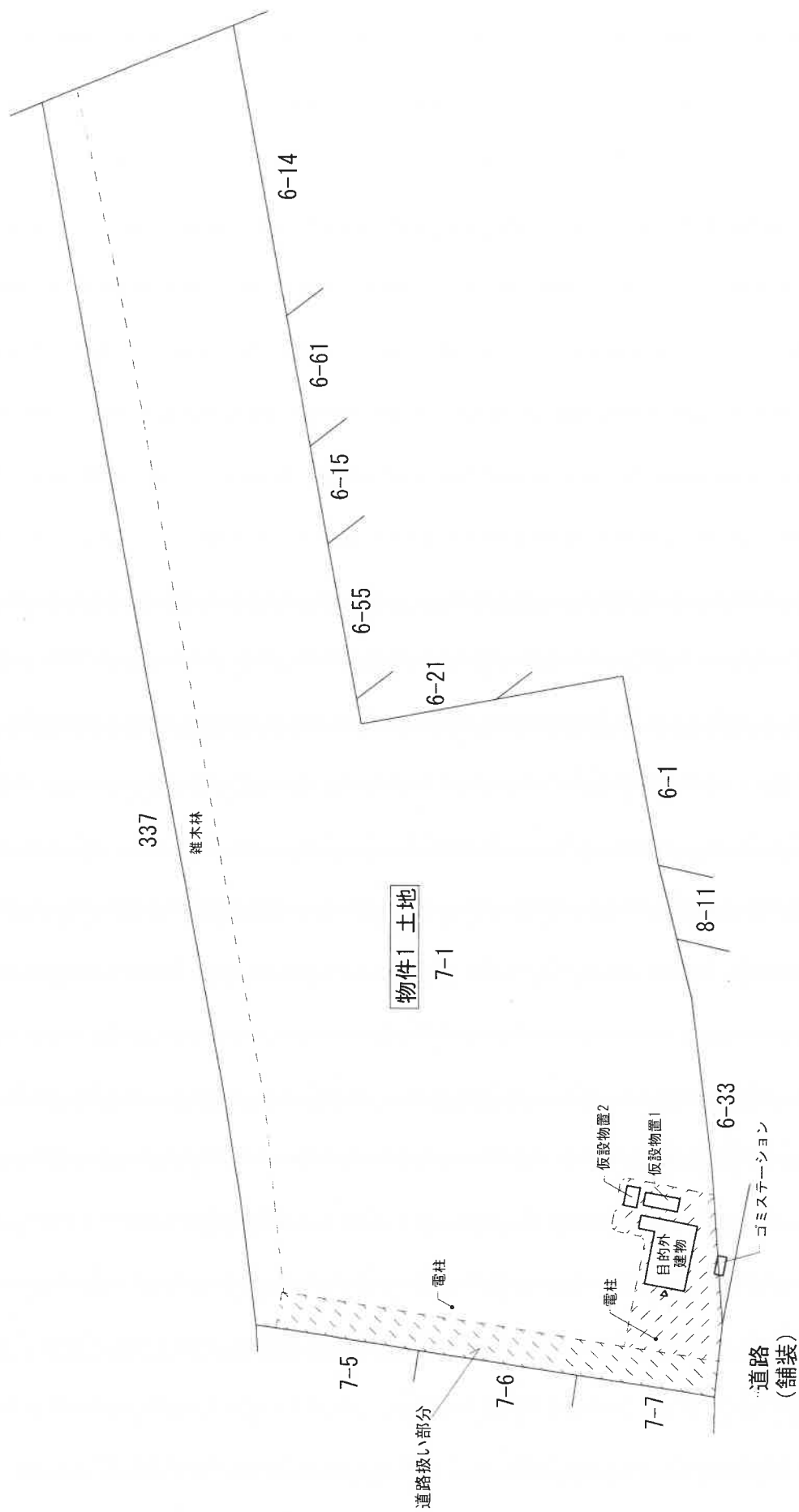
(1/1)



土地建物位置関係図

S=1/800

所在 北見市留辺蘂町旭東町7番1



これは図面に記録されている内容を証明する図面である
 (釧路地方支務局北見支局管轄)
 昭和8年4月7日 東京支務局

境界標の種類及び筆界点の記号又は点名

既設

午点の成果

此印係清宮舊藏，印文為「清宮舊藏」。

番 7-1, 7-18

北平市留刀胡同旭東

土地積測圖

卷之八

2-

合 線

① 1-1

9

U
U
|
U

51-9

66

接合線

337

①

10

9-11

道路敷地

北見支局 711.10 処理

宣公異証明番

作者製

申請人

池被代位者

 $\frac{1}{500}$

成化七年八月三日(制作)

(釧路土地家屋調査士会用紙)

 $(1/2)$

整理番号: H1925⁹-1

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

登記年月日：平成7年11月10日

300331

地図番号		境界線の種類及び境界点の記号又は名称	
種類	コックリート標	本橋	
既設	298, 2738	3142	
新設	12, 13	13-1	

与点の種類	① 公共基準点	口、図根点	八、登記基準点
与点の成果	X座標	Y座標	
KOU-8	-24,050.368	-49,580.083	
KOU-9	-24,098.344	-49,429.633	

国土地院
建設省
国土院

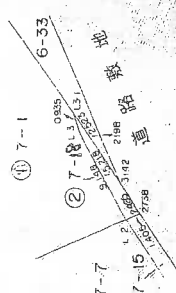
座標求積表 (座標法)

測点	X	Y	X-X	Y-Y	Y(X-X)	辺長
1-2	-24042.393	-49559.010	-5.280	261671.572800	1.405	
2-3	-24043.675	-49558.434	0.044	-2180.571096	2.465	
3-4	-24042.349	-49556.356	4.134	-204865.975704	5.218	
4-5	-24039.541	-49551.958	4.270	-211586.860660	2.523	
5-6	-24038.079	-49549.902	1.146	-56784.187692	0.935	
6-7	-24038.395	-49550.782	-4.314	213762.073548	9.148	
合計				16.051196		
面積				8.025598		
地積				8.02㎡		

公簿 8101.326568 m²
総計 8.025598
地積 8092.30097
地積 8093 m²

前後
地番 ① 7-1

拡大図
S=1 500



本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

主地積
在
図

7-1, 7-18

北見市留辺岬町旭東
常呂郡留辺岬町字旭東

地図書入れ

2-2

河川敷地

337

① 7-1

処理
7.11.10

1,000

被代位者 池

申請人

(釧路土地家屋調査士会利用)

信公署証

作製者